

(参考) よくある質問

Q1 共済組合からは何がいつ送付されるのか。早く送付してほしい。

A1 3月下旬以降、順次発送いたしますので到着までお待ちください。早く送付してほしいなど、個別の相談・対応は受付しかねます。

詳細は、所属から配布いただいている別紙「任意継続組合員制度のあらまし」をご覧ください。

Q2 3月31日に病院に受診予定のため、4月以降に保険証を返納してもいいか。

A2 3月31日までに所属へ返納できない場合は、4月以降速やかに返納してください。誤って4月1日以降に当組合の資格で医療機関を受診した場合は、当組合が負担した医療費を全額お返しいただきます。

Q3 3月末に任用が終了する会計年度任用職員についても同様に手続きをしたらいいか。

A3 会計年度任用職員（交通局・水道局・市民病院機構・その他電子申請によらない者を除く）については、各所属より共済組合ホームページから電子申請をしてください（申請ページ：

<https://kobecity.formkintoneapp.com/public/dc24071c746cd24e6ea9e56eedde227625bd67eafe1e326cd580c6b5d036f4ee9>）。

同一所属で任期の延長をする場合や、同一所属で1日も間を空けないまたは5日以内の再度の任用で、かつ雇用形態の変更（パートタイム⇄フルタイム）がない場合は、手続き不要です。

詳細は『会計年度任用職員等非常勤職員の共済組合員資格に関するマニュアル』をご確認ください。

Q4 退職後、再任用職員としての任用を希望しているが、まだ次の任用が確定していない。手続きはどうしたらいいか。

A4 退職届書の「再度任用（予定）の有無」欄を記入のうえ、退職届書（2/20まで）・組合員証等を提出してください。再任用職員として任用されることとなった方へは、新しい記号・番号等を登録後、3月下旬以降に新所属（再任用勤務先）の保険事務取扱者宛てにお知らせします。（再度の任用予定がなくなった場合は、退職として取り扱います。共済組合への連絡は不要です。）

Q5 現在再任用職員（または現在任期付職員）で、来年度も引き続き任用を希望しているが、まだ次の任用が確定していない。手続きはどうしたらいいか。

A5 次の任用が確定するまでお待ちいただき、次の任用がなく退職することとなった場合は、退職届書・組合員証等を提出してください。引き続き同じ職員種別・職員番号で任用される場合は、お手続き不要です（※）。現在お持ちの組合員証等を引き続きご使用いただけます。

※ 再任用職員で勤務時間変更（フルタイム勤務⇄短時間勤務）がある者のうち、60歳未満の配偶者がいる場合は、国民年金第3号被保険者関係届の提出が必要です。再任用フルタイム勤務職員は共済組合へ、再任用短時間勤務職員は厚生年金事務取扱所属へ、各指定様式を提出してください。

Q6 現在再任用職員で、来年度は会計年度任用職員としての任用を希望しているが、まだ次の任用が確定していない。手続きはどうしたらいいか。

A6 退職届書の「再度任用（予定）の有無」欄を記入のうえ、退職届書（2/20まで）・組合員証等を提出してください。会計年度任用職員として任用されることとなり、かつ共済組合の加入要件を満たす場合（交通局・水道局・市民病院機構・その他電子申請によらない者を除く）は、各所属より共済組合ホームページから電子申請をしてください（申請ページ：<https://kobecity.formkintoneapp.com/public/94ba9c9794f4a5046d74476886fec6f01ab86a6ba34a8b769f1d1dc6515b3294>）。
申請確認後、新しい組合員証を所属へ送付します。

Q7 任意継続組合員の資格取得要件について、「退職日の前日まで継続して1年以上、当組合の組合員資格を有していること」とあるが、具体的にはどのようなことか。

A7 例えば、令和6年4月1日採用の方が令和7年3月31日で退職をした場合は組合員期間が1年未満となり、任意継続組合員の資格取得要件を満たさないこととなります。令和6年3月31日以前に採用された方が令和7年3月31日で退職をした場合は任意継続組合員の資格取得要件を満たすこととなります。

Q8 過去に神戸市職員共済組合員期間があり、その後他の医療保険に加入し、再度神戸市職員共済組合員となった。組合員期間を通算すると1年以上となるが、任意継続組合員の資格取得要件を満たしているか。

A8 神戸市職員共済組合員の資格を喪失している期間の前後の組合員期間を通算することはできないため、任意継続組合員の資格取得要件を満たしません。なお、任意継続保険者の基幹も組合員期間に通算できません。

Q9 任意継続組合員資格取得申出書を提出したが、4月1日から就職が決まった。どうしたらいいか（再任用職員・会計年度任用職員等として任用される場合を含む）。

A9 **【任意継続組合員資格取得届出の取下げ】**

※共済組合ホームページより電子申請により手続きしてください（電話での受付不可）。

(URL: <https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/fd6ba01ab8875997aa32afd6c0f87f9e91afac3ec175abee01549bf5edd2331d>)

インターネット用 PC からアクセスしてください。

スマートフォンからもアクセスできます。 →



取下げ申請後に掛金納付に関するお知らせが届いた場合は、行き違いですのでご了承ください。

Q10 自分の任意継続掛金額が知りたい。

A10 共済組合ホームページに試算シート（R6年度版）を掲載していますので、ご自身で試算してください（R7年度版は3月中旬頃更新予定）。

（URL: https://kobe-kyosai.jp/?page_id=9958#03）



Q11 退職後、任意継続組合員制度を利用するか国民健康保険に加入するか迷っている。国民健康保険の保険料が知りたい。

A11 お住まいの市区町村の国民健康保険窓口までお問い合わせください。